

法 務 大 臣 殿
出入国在留管理庁 長官 殿
福岡出入国在留管理局長 殿

2021年10月8日

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

連絡先 福岡市博多区美野島2-5-31 美野島司牧センター内

共同代表 井上幸雄（福岡市：アジアに生きる会・ふくおか）

コース・マルセル（福岡市：美野島司牧センター）

高柳香代（宮崎市：多文化共生ネット・九州）

中島眞一郎（熊本市：コムスタカ-外国人と共に生きる会）

貴局（福岡出入国在留管理局、以下「福岡入管」という）におかれましては、移住労働者と共に生きるネットワーク・九州との第24回目となる意見交換会をご承諾いただきありがとうございます。以下、意見交換会でご回答いただくための質問書を事前提出いたします。なお、統計数値等のご回答は、質問に「全国」と明記されているときは法務省の全国統計数値を、それ以外は、福岡出入国在留管理局管内（以下「福岡局管内」という）の統計数値をご回答ください。

意見交換会における質問と回答

I 技能実習生等の妊娠・出産について

1 技能実習生間の妊娠・出産の場合の在留資格の取り扱いについて

今年3月の意見交換会で、「監理団体や実習実施者へは、平成31年3月11日付で、当庁（当時は局）、厚生労働省（海外人材育成担当参事官室）及び外国人技能実習機構の連名で、『妊娠等を理由とした技能実習生に対する不利益取扱いについて（注意喚起）』の通知を外国人技能実習機構HPに掲載して周知しています。また本年2月16日付で、同じく連名で、妊娠等した技能実習生への対応についてさらに具体的内容を追加した『妊娠等を理由とする技能実習生の不利益取扱いの禁止の徹底及び妊娠等した技能実習生への対応について（注意喚起とお願い）』の通知を外国人技能実習機構HPに掲載し、周知徹底を図っています。」という回答でした。

①産前・産後休業（産休）を取って日本で出産する母親の在留資格「技能実習」がそのままよい場合と、「特定活動」へ変更となる場合について説明してください。また、技能実習の継続を希望し、出身国で出産後に再来日して技能実習を継続したい場合に、帰国中など技能実習を中断中に技能実習の在留資格の期間更新や変更時期と重なる場合には、どのような取り扱いになりますか。

『今年秋の回答』

産前産後休業により技能実習を中断する期間が技能実習の在留期間内に含まれる場合には、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出する必要があるが、在留資格の変更をする必要はない。一方、産前産後休業により技能実習を中断する期間中に技能実習の在留期間が満了する場合は、外国人技能実習機構へ技能実習実施困難時届出書を提出した上で「特定活動」への在留資格変更許可申請をすることになる。また、技能実習の継続を希望し出身国等で出産後に再来日して技能実習を継続する場合は、再入国許可による出国中に技能実習の在留期間が満了する場合も含め、外国人技能実習機構から改めて技能実習計画の認定を受けた後、当局で在留資格認定証明書の交付を受け、出身国等の日本大使館等で入国査証を取得の上、入国していただくことになる。

②出産後に育児休業（育休）を取得するには、残りの雇用契約期間1年6月以上が必要ですが、「技能実習2号」の期間内にそれが満たせない場合で、「技能実習3号」や「特定技能1号」への移行を技能実習生が希望している場合に、実習先や監理団体、送出機関の同意は必要ですか。またどのような条件が満たされれば可能となりますか。

『今年秋の回答』

育児休業は原則として1歳に満たない子を養育する労働者が対象となり、期間を定めて雇用される者の場合、更に雇用期間が1年以上であり子どもが1歳6カ月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者が要件となる。本要件は育児休業の申し出時点で判断され、労働契約の満了の時点は在留期限ではなく、技能実習生の残りの技能実習期間や、次段階「2号」または「3号」の技能実習を予定しているかで判断することになる。そのため、期間を定めて雇用される場合において「技能実習2号」期間内のある時点で、残りの期間が1年6カ月ない場合でも次段階の技能実習を予定している等により、労働契約更新の見込みがある場合には、育児休業の対象となる可能性がある。但し、「技能実習3号」へ移行するにあたっては監理団体及び実習実施者が優良要件を満たしている必要があり、「技能実習3号」も「特定技能」も移行の前提として検定や試験の合格が必要となる。なお、当初申し出時は育児休業の取得要件を満たしていなくても、後日次段階へ移行することになった等で要件を満たしてから申し出があった場合には育児休業を取得できる。

その他、育児休業取得に必要な条件については都道府県労働局にお尋ねください。

2 妊娠・出産の事実を誰にも相談できない技能実習生について

2019年3月11日の通知以降も、解雇や帰国させられることを恐れて、妊娠したことを誰にも相談できず、日本で出産などし、刑事責任を問われる事案が相次いでいます。この背景には、技能実習生の妊娠が明らかになると、監理団体や実習実施者が、中絶させたり、強制帰国させたり、自己都合を装って帰国をさせるケースが後を絶たないことがあります。

①今年3月の意見交換会で、「機構の実地検査の結果、妊娠したことで技能実習生を解雇や

帰国させたなどの法令違反のおそれを把握した場合は、関係機関とともに実習実施者等に対し必要な指導を行うこととしており、事案に応じて、技能実習計画の認定取消しや、監理団体許可の取消しの対象となり、これらの行政処分等を受けた場合には欠格事由に該当することとなるため、行政処分を受けて5年間は新規の技能実習生の受入れや監理事業を行うことはできなくなります。」という回答でした。

しかしながら、外国人技能実習機構（OTIT）は、そのホームページで行政処分などを公表していますが、ここでは、妊娠出産に伴う不利益取り扱いなどを理由に処分したケースは現在まで1件もありません。外国人技能実習機構（OTIT）の通知や指導にもかかわらず、その通知や指導を無視して、妊娠した技能実習生を強制帰国させたり、技能実習困難時届の意思確認書に署名させて自己責任のもと帰国させて、技能実習を終了させているケースが後を絶ちません。妊娠に伴う不利益取り扱いを行っている監理団体、実習実施者、送出機関が処分されない現状について貴局はどう考えていますか。また外国人技能実習機構（OTIT）が指導以外行えない場合に、貴局として独自に調査し、妊娠に伴う不利益取り扱いを行っている監理団体、実習実施者、送出機関を処分できますか。

『今年秋の回答』

技能実習生の申し立て等に基づき、監理団体や実習実施者が技能実習生に対して妊娠出産に伴う不利益な取り扱いを行っていると思われる場合にあっては、外国人技能実習機構による調査が行われているものと承知しているところ、当局において当該調査結果なども含め回答する立場にはない。また、監理団体や実習実施者が妊娠出産に伴う不利益な取り扱いを行っている疑いがある事案も端緒を当局が入手した場合、独自に調査し当該事実が認められれば、主務省庁として監理団体や実習実施者については処分の手続きを開始することとしている。送出機関については、外国人技能実習機構を通じて当該国の関係機関に通報することとなるが、処分について当局が見解を述べることは困難。

②今年3月の意見交換会で「技能実習生の途中帰国者に対しては、空海港で出国する際に、入国審査官が書面を用いて「出国の意思確認」を行い、その意に反して帰国させられようとしていないかについて確認しているところ、出国意思の確認に当たっては、入国審査官が、監理団体等の関係者の立会いのないところで、直接、技能実習生本人に対して、当該技能実習生の母国語で作成した「意思確認票」を用いながら、帰国するに至った経緯等も含めた詳細について、その心身の状況やプライバシーに十分に配慮しつつ、丁寧かつ慎重に手続を実施しているところであり、これにより、出国間際の最終的な局面でも技能実習生の強制帰国を防止する手立てとしています。強制帰国の疑いがある場合で、当該技能実習生が出国を望まない場合には、当局は出国確認を行わないこととしています。また、当該技能実習生の所属する監理団体や実習実施者に対して当該技能実習生に対して適切な対応を取るよう指導するとともに、外国人技能実習機構へ情報提供しています。」という回答でした。

しかしながら、今年3月の意見交換会の回答では、「(全国の統計) 2019年に技能実習生に対する出国時の意思確認を行った件数は、約18,600件(概数)であり、このうち申告件数は、12件です。上記12件の技能実習生に対する措置は、出国取りやめが3件、みなし再入国許可による出国が1件、再入国許可による出国が1件、単純出国が7件です。2020年に技能実習生に対する出国時の意思確認を行った件数は、約11,000件(概数)であり、このうち申告件数は1件で、みなし再入国許可により出国しています」と言うものでした。

技能実習生の出国の意思確認の申告件数2019年12件、2020年1件しかない現状について、貴局はどのように考えていますか。また、貴局の「出国意思」確認の取組みが技能実習生の意に反した帰国の防止に機能しているとは言い難い現状をどのように改善するのか、貴局の考えを明らかにしてください。

『今年秋の回答』

前回の意見交換会において申し上げた通り、出国意思の確認にあたっては、入国審査官において技能実習生本人に対して帰国するに至った経緯なども含めた詳細について、その心身の状況やプライバシーに十分に配慮しつつ丁寧かつ慎重に手続きを実施している。また、外国人技能実習機構においては技能実習生本人に対して意思に反して帰国を強制されそうになった場合、出国時にその旨を申し出ることができることについて更なる周知を図るため、技能実習生手帳の改定等を予定しているものと承知している。当局としても今後とも対象者への周知を徹底し、より丁寧かつ慎重に手続きを行っていく所存。

上記の質問の関連で、以下のデータを公表してください。

ア 2020年及び2021年1-6月(上半期)の技能実習生の実習期間途中帰国者件数、そのうちのみなし再入国許可者件数、再入国許可者件数、技能実習終了単純帰国者件数

『今年秋の回答』

当局においては、質問の内容にかかる統計は作成しておらず、回答は困難。

イ 2020年及び2021年1-6月(上半期)家族帯同の認められていない在留資格(「特定技能」「技能実習」「留学(日本語学校生)」)の間で妊娠・出産した場合で、母親について、産休や育休を理由とする「特定活動」への在留資格変更許可件数、またその子について、その両親の扶養を受けるための「特定活動」の在留資格取得許可件数

『今年秋の回答』

当局において、「特定活動」の目的別に在留資格変更許可及び在留資格取得許可件数にかかる統計は作成しておらず、回答は困難。

3 日本語学校留学生の妊娠・出産について

①2019年3月の意見交換会において、日本語学校留学生の出産に際し、「留学」の活動を

しない期間が3か月以内であれば在留資格について特に問題はないが、3か月を超えると在留資格「留学」の取り消しの対象となる」との貴局の見解を口頭で示されました。出産に伴い活動をできない期間が3か月を超えても、日本語学校が在籍を認めれば、在留資格「留学」の継続は可能ですか。

『今年秋の回答』

本来の活動ができない理由が出産によるものであれば、原則現に有する在留資格に該当する活動を行わないで在留していることについて正当な理由があるものとして取り扱うこととし、その他在留資格の変更、在留期間の更新においても人道的に配慮しつつより柔軟に審査をすることとなる。

②日本語学校留学生間の子につき在留資格「家族滞在」はそもそもないところ、日本において日本語学校留学生が出産し、この留学生が日本で「留学」の活動を続けながら育児を希望する場合、この子に「特定活動」の在留資格の取得の可能性はありますか。

『今年秋の回答』

在留資格の取得は個々の諸事情を踏まえて審査することとなる。

Ⅱ 入管業務について

1 日本語学校留学生（「告示日本語教育機関」所属の在留資格「留学」の学生）について
①鹿児島出張所及び那覇支局を除く福岡管内の日本語教育機関にかかる在留資格認定明書の交付件数につき、ネパールについては2019年2,600件（概数）から、2020年400件（概数）と激減していますが、その理由を教えてください。

『今年秋の回答』

在留資格認定証明書の交付件数が減った理由については、個々の審査の結果であって一概に答えるのは困難。尚、日本語学校在学中の留学生の在留活動等に疑義のあるケースが多く見られたことは一つの要因と考えている。

②日本語学校を除籍、中退、卒業したが進学等しなかった等の元留学生につき、帰国すべきところ、母国の新型コロナ感染防止のための入国制限による帰国困難となる対象者は、週28時間以内の資格外活動許可のある期間6か月の「特定活動」が許可されています。

ア 対象国によっては、高額なチケットで帰国できるケースもあると聞きます。帰国困難を理由とする「特定活動」への変更許可ないしは更新許可における「帰国困難」の判断基準を教えてください。

『今年秋の回答』

本邦に在留する外国人のうち新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う航空便の減少や移動の制限等を受けて帰国便の確保や本国等への帰国が困難であると認められる者を

「帰国困難」の対象としているところ、コロナ禍で困難を抱え生活に困窮している外国人も多いため、対象者が申し立てる帰国が困難であることの理由が明らかに不合理であると認められる場合を除き、柔軟に対応することとしている。

イ 帰国できるようになるまでの間、所属機関がない不安定な状態が続く事態を、貴庁としてどのように認識されていますか。

『今年秋の回答』

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け帰国が困難となっている元留学生をはじめとした在留外国人に対し、適切に支援策を講じていくことは重要であると認識している。当庁としてはこれらの外国人に対し就労可能な「特定活動」への在留資格の変更を認めたり、生活に困窮している者には「短期滞在」で在留している者等であっても、資格外活動許可をする等の措置を講じている。また外国人生活支援ポータルサイト等でハローワークにかかるリーフレットを掲載する等、多言語ややさしい日本語により法務省や関係省庁で実施している支援策等の情報発信を実施しているほか、外国人在留支援センター（FRESC）での相談対応や地方自治体の支援的相談窓口における相談の実施に対する支援を行っている。その他、メール配信サービスにより在留支援や新型コロナウイルス感染症のワクチン接種等に関する情報を発信している。

2 人身売買の被害者の保護について

人身取引（トラフィッキング）対策に関して、2004年に日本政府として人身売買行動計画（2009年改定・2014年改定）を策定し、法務省出入国在留管理庁を含む政府として取り組んでいます。福岡入管では人身売買の取り締まりや被害者の救済や保護をどのように行われてきたか質問をします。

①2020年中に労働搾取の観点から、人身取引被害者として認定したものは何件ありますか。あれば、その中に技能実習生に関連する者はいましたか。（入管公表の統計からは被害の自身がわからないため。）

『今年秋の回答』

2020年中に全国で保護した人身取引被害者のうち、労働搾取の被害を受けていた者は1人でその中に技能実習生に関連する者はいなかった。当局管内については0人。技能実習生にかかる審査において該当案件はない。入管庁ホームページで公表されている2020年公表資料、令和2年に保護した人身取引の被害者数の表の下、下部の注を参照願う。これについては配布資料2ページ目に人身取引にかかる被害者数の表から、その下の注にも参考にした箇所がある。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001344618.pdf>

②アメリカ国務省が今年 7 月に公表した「人身売買に関する 2021 年報告書」（以下「同報告書」）の中で、外国人技能実習制度が内外の事業者が悪用され、日本で働く労働移民の強制労働につながっているのに、政府の対応は効果をあげていない」と指摘されています。このことを、どのように考えますか。

『今年秋の回答』

米国国務省作成による人身取引報告書は米国が独自の立場に基づいて作成したものであり、当局はその内容について答える立場にないところ、当該報告書において技能実習制度について指摘のような報告がされていることは承知している。当局の取り組みとして、失踪技能実習生が当局に出頭等してきた際に失踪理由にかかる聴取を行い、問題となる事案の申告があれば、その後当該実習実施者や監理団体に対して調査を行う。その結果、申告内容が事実であると認められた場合には外国人技能実習機構に通報したり、独自に行政処分の手続きを開始したりするようにしている。また技能実習生と送出機関との間で技能実習生にかかる契約の不履行についての違約金等の発生を規定する契約を締結している等不適切な契約が疑われる場合にあつては、当該国関係機関への情報提供を依頼すべく外国人技能実習機構へ通報することとなる。当局としては技能実習制度の適正化に向け、関係機関と引き続き情報連携を図りながら、上記のような対応の強化をしていきたい。

③同報告書には、「日本で急速に増加する外国人留学生もまた、虐待的でしばしば搾取的な就労・就学契約条項のために、単純労働の分野において人身取引の被害者になる危険性がある。」とあります。特に日本語学校の留学生について、疑わしい事例がありましたか。

『今年秋の回答』

令和 2 年に保護した人身取引被害者の中に日本語学校の留学生の事案はなかった。

注として被害者 8 人のうち、在留資格「企業内転勤」を有していた者が 1 人、不法残留していたものが 7 人。この 7 人の不法残留前の在留資格は全員が「短期滞在」。

3 DV 被害者等の外国人の在留資格の更新や変更について

①名古屋入管で今年 3 月に死亡したスリランカ人女性は、入管において DV に関する聞き取りがなされていたものの、DV 被害者として認知されていなかったということが明らかになっています。DV 被害者を認知する『基準』について、具体例も含めて教えてください。また、DV 事案に対応する場合の「DV 措置要領」の福岡局管内の運用状況について教えてください。

『今年秋の回答』

DV 被害者かどうかを判断するにあたっては、当該外国人本人及び関係者からの事情聴取の結果、その他の証拠等に基づき配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 1 条また第 28 条の 2 の規定に定める、配偶者等からの暴力を受けた者であるかを確認

のうえ判断している。暴力の具体例としては、例えば殴る蹴る等の身体に対する暴力に限らず、大声で怒鳴る、人格を否定するような暴言を吐く等の精神的暴力、生活費を渡さない等の経済的圧迫も含む、または性行為を強要する等の性的暴力が考えられる。尚、DV 被害者であるか否かはあくまで個別具体的な事情を踏まえて判断されることであり、これらの例示した行為の一端のみを取り上げて、直ちに全てが DV 被害者であるということではない。当福岡局においては、「DV 事案に係る措置要領」に基づき、かかる DV 事案にかかる情報提供を受けた時は、管下出張所も含め速やかに本庁担当部署に報告している。

注；「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定める配偶者等とは、事実婚の場合を含むほか、28 条の 2 の準用規定に基づく生活の本拠を共にする交際相手も含む。

②DV が認定される人で、緊急性の高い人への対応はどのように行っていますか。配偶者暴力相談支援センター、警察署等との連携はどのようになっていますか。2020 年中に連携した件数があれば教えてください。

『今年秋の回答』

緊急性が高い事案は、その都度、現地配偶者暴力相談支援センター、警察署等と連携のうえ対処している。連携した件数については、統計を取っていないため回答は困難。

③在留資格のない（非正規滞在）の外国人が DV 被害者として入管に相談した場合、どのような配慮や対応がなされますか。またこのような人が先に警察に相談し、入管法違反者として入管に送致された場合、入管としてどのような配慮や対応がなされますか。

『今年秋の回答』

早急に DV にかかる事情を聴取すると共に、違反調査等の手続きを進める。身柄の措置については、仮放免の弾力的な運用を検討したうえで所定の手続きを進めることになる。また仮放免の対象者が一時保護を求めた場合、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等に通報し協力を求めることとしている。

4 セクシュアルマイノリティについて

本年 5 月 17 日の読売新聞で、「政府は(中略)婚姻関係を証明する外国の公的文書などがあれば「特定活動」を適用する方向だ。」と報道されています。また遡って 2019 年 9 月 2 日にはオーバステイしていたトランスジェンダーの外国人男性(女性を性自認)が日本人男性と同居していた事例で在留特別許可が認められたことが報じられています。少なくとも外国で合法的に結婚した日本人と同性の外国人配偶者においても在留資格が与えられてしかるべきと考えられますが、その後の検討状況を教えてください。

『今年秋の回答』

入管法上の配偶者としての地位を前提とする在留資格が認められるためには、それぞれの国籍国において法的に夫婦関係にあり且つ我が国においても法律上の配偶者として扱われるようなものであることが必要。我が国においては同性婚が認められないことから、同性婚の配偶者は入管法上の配偶者には含まれない。同性婚の当事者がいずれも外国人である場合については、その双方の本国で有効に婚姻が成立しているときは、本国と同様に我が国においても安定的に生活できるようにという配慮から「特定活動」の在留資格をもって入国在留を認めている。他方で、当事者の一方が日本人の場合、我が国においては同性婚が認められていないことから、相手方の本国において同性婚が認められていたとしても、我が国において公的な手続きを何ら取ることなく関係を開始・解消できることから身分関係の明確性、確実性が十分と言えなく、在留資格を認めていない。

同性パートナーにかかる在留資格の今後の在り方については、今述べたような課題への対応を含めしっかりと検討を行っていく必要があると考えている。

5 今年春に福岡入管からなされた、統計等について回答を受けて

①福岡局管内の非正規滞在者の摘発件数と人数につき、2019年 摘発件数 148件 摘発人数 148人(いずれも概数) 2020年 摘発件数 37件 摘発人数 72人と件数、人数ともに減少しています。この理由を教えてください。

『今年秋の回答』

摘発件数などの減少要因を一概にお答えすることは困難ですが、新型コロナウイルスの感染状況に応じて、事案の内容や情報の確度を踏まえた計画的な摘発を実施したことが要因と考えています。

②福岡管内の在留特別許可件数が、2018年 22件、2019年 35件、2020年 63件と増加しています。この理由を教えてください。

『今年秋の回答』

在留特別許可をするか否かの判断については、個々の事案ごとに在留を希望する理由、家族状況、素行、人道的な配慮の必要性などを総合的に勘案して行っており、在留特別許可件数が増加した要因を分析することは困難です。その上で新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、本国への帰国を希望しながらも、航空機が手配できないなどの理由で帰国困難な状況にある者については、その状況をも配慮して在留特別許可の許否判断を行っており、このことが在留特別許可件数が増加した要因の一つと考えられます。

③福岡局管内の収容施設から退去強制された被収容者のうち自費出国の件数が、2019年 自費出国 209名 2020年 自費出国 44名と激減しています。この理由を教えてください。

『今年秋の回答』

新型コロナウイルス感染症の拡大により、国際的な人の移動が制限されており、帰国便を確保することが困難な状況が続いているためです。

④女性の被収容者の移送が 2019 年 0 名から 2020 年は 5 名と増えている理由を教えてください。なお移送先は大阪出入国在留管理局ですか。

『今年秋の回答』

移送先は、東京局 1 名、成田支局 3 名、大阪局 1 名。新型コロナウイルス感染症の拡大により、福岡空港を出発する送還便がないことから、送還便が運航している成田空港及び関西空港に隣接する各局に移収したものです。

⑤沖縄支局を除く貴局管内の 2020 年末現在の仮放免者数は 36 名となっています。前年より急増した理由を教えてください。

『今年秋の回答』

収容施設における新型コロナウイルス感染症対策の一環として、収容施設内における密集などの回避および収容余力の確保のため、仮放免を積極的に活用していることが一因と考えています。

6 福岡入管における被収容者の死亡事案について

①2010 年から 2020 年までの福岡入管の収容施設内における被収容者の死亡者数を教えてください。

『今年秋の回答』

収容施設内の死亡事案はありません。当局の被収容者が外部病院に入院中、入院中の病院で多臓器不全により死亡した事実はあります。

②2018 年 11 月に福岡入管の収容施設内で被収容者が死亡したとされる事案につき、事実関係を教えてください。また当時報道発表をしなかった理由を教えてください。

『今年秋の回答』

当局の被収容者が外部病院に入院中、入院中の病院で多臓器不全により死亡したことは事実です。2018 年 10 月 15 日、収容時点で既に糖尿病により足が不自由な状態であったため、当局は収容した翌朝には、病院に連行して診療を受けさせ、以後医師の指示のもと対応し、10 月 29 日から入院して加療中であったものです。本件は収容時点で既往症があった者が入院し、入院 10 日目に病院で死亡したもので、当局の収容所で収容中に体調が急変して死亡した事実ではないため、当時、報道発表をしなかったものです。

7 福岡入管の収容施設内の医療体制について

福岡入管の収容施設における被収容者に係る医療体制はどのようになっているか、教えてください。

『今年秋の回答』

医師は居ませんが、近隣のクリニックの医師の協力を得て、往診又は病院連行など実施しています。夜間、休日などの緊急の場合は躊躇なく緊急搬送することとしています。

Ⅲ 2019年改定入管法について（「特定技能」「登録支援機関」「共生政策」等）について

1 「特定技能」の在留資格について

①「特定技能1号」の対象となる14業種以外に、新たに対象とするか検討している業種はありますか。また「特定技能2号」について、「建設・船舶・造船」以外に、新たに対象とするか検討している業種はありますか。

『今年秋の回答』

「特定技能」の分野追加に当たっては、分野を所管する行政機関において、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、当該分野の存続、発展のために外国人の受け入れが必要であることを具体的に示し、法務省などの制度関係機関において検討を行うこととなります。分野を所管する行政機関から申し入れがあれば、関係機関と協議し十分な検討を行ってまいります。また、「特定技能2号」の対象分野追加については、特定技能制度施行2年を経過し、「特定技能1号」の在留者数も本年の6月末時点で約3万人に上っていることから、今後、分野所管省庁において現場の意向や業界団体などの意見を踏まえつつ検討をすすめることとしています。

②原則家族帯同を認めない「特定技能1号」の在留資格者同士の間、日本で子どもが生まれた場合、「特定活動」の取得が認められています。両親が、育児休業の取得や日本で子育てしていくうえで、家族帯同が認められている在留資格者の子どもに認められる「家族滞在」の在留資格と比べて、どのような違いがありますか。

『今年秋の回答』

いずれの在留資格も本邦において、扶養者である父母の扶養を受ける子として行う日常的な活動を認めるものであり、出生子、子どもについては、在留上の活動の範囲に違いはありません。

2 「共生政策」について

在留カード読み取りソフトを貴庁のホームページから誰でもダウンロードできますが、こ

の目的を教えてください。

『今年秋の回答』

出入国在留管理庁では、在留カードなどの社会的信用性を保護するために、さまざまな偽変造在留カード対策を行っていますが、近年、券面の偽造技術の精巧化、有効な在留カード番号を使用した偽変造在留カード作成事案が発生するなど、これまで以上に偽変造在留カード対策が必要となっています。在留カード等読み取りアプリケーションは、これらに在留カード偽変造技術が非常に精巧化していることへの対策として、在留カードなどの IC チップ内に保存されている情報を読み取り、読み取った情報と券面に記載された情報を見比べることにより、容易に偽変造の有無の確認が可能となるよう公開しているものです。なお、このアプリケーションは法令で定めるもの以外に、雇用契約や諸取引などの場で身分確認を行う必要がある場合に利用することを想定しており、利用の際には他の身分証明書と同様、本人の同意を得た上で在留カードなどの提示を受けることが必要です。

IV 技能実習制度について

1 2020 年中に、全国及び福岡局管内の技能実習生で、死亡した者の数とその要因（自殺、労災等）、また失踪した者、途中帰国した者の数をそれぞれ教えてください。（外国人技能実習機構の HP で 2020 年の統計が公表されていないため。）

『今年春の回答』

全国及び福岡局管内で死亡した技能実習生及び途中帰国した技能実習生にかかる統計は作成していない。

失踪した技能実習生にかかる地方局別の統計は作成していない。

失踪した技能実習生 *全国 2019 年 8,796 名
2020 年上半期 3,253 名 下半期 集計中

失踪者数の推移については、以下の資料を参照願います。

<http://www.moj.go.jp/isa/content/001335866.pdf> (42 ページを参照)

『今年秋の回答』

全国及び福岡局管内で死亡した技能実習生及び途中帰国した技能実習生にかかる統計は作成していない。

失踪した技能実習生にかかる地方局別の統計は作成していない。

失踪した技能実習生 *全国 2019 年 8,796 名
2020 年 5,885 名

失踪者数の推移については、以下の資料を参照願います。

<http://www.moj.go.jp/isa/content/001350543.pdf>

2 2020年3月5日の意見交換会で「2018年より2019年は失踪者数がより増加しているような報道もなされていますが、その要因をどのように考えていますか」という質問に、「昨年11月には法務大臣が上記改善方策を拡充すべく、失踪技能実習生減少のための施策として、失踪者を出した送出機関、監理団体、実習実施者に対して帰責性等を踏まえて、技能実習生の新規受け入れを停止する措置や失踪技能実習生を雇用した企業の刑事告発及び公表等の新たな施策を発表しており」と回答されました。「新たな施策に基づき、新規受け入れ停止措置、企業の刑事告発及び公表された件数は、実習実施者と監理団体別にそれぞれ何件ありましたか。」という質問に対して、2020年3月の回答では、「当該施策に基づき、これまでに 新規受け入れ停止措置をした件数 全国0件、当局0件、企業の刑事告発をした件数 全国0件、当局0件、告発事実の公表をした件数 全国0件、当局0件」という回答でした。

新たな施策を取る方針を出されながら、停止措置や刑事告発が全く行われていない現状について、その理由を説明してください。

『今年秋の回答』

新規受け入れ停止措置をした件数が0件であることについて、失踪技能実習生を出した実習実施者や監理団体は、その後の調査により賃金不払いや違法残業などの労働関係法令違反や認定された技能実習計画に沿った実習を行っていないなどの技能実習法違反が認められる事案があり、そのような場合は、それらの違反事由により計画認定の取消しや監理団体許可の取消しを行っているところ、計画認定の取消しや監理団体許可の取消しがされる場合については、技能実習法上5年間の欠格事由に該当することになり、これは受け入れ等停止措置1年間よりも重いものです。このため受け入れ停止措置の数値として表れていないことが理由として挙げられます。なお、失踪者を出した送出機関に対しては、2021年6月にベトナム側へ送出機関を通報し、新規の技能実習生の受入れ停止を行っています。また、失踪技能実習生を雇用した企業の刑事告発や公表が0件であることについて、失踪技能実習生がその後、就労する場合にブローカーなどから偽造在留カードを入手、行使して雇用されることが多く、そのような場合は、雇用した企業の帰責性を問うことがむずかしいことが理由として挙げられます。

3 地方労働局と福岡入管の間には相互通報制度がありますが、技能実習生につき2019年に福岡入管から各労働局への通報件数が112件あったのが、2020年には1件に激減しています。この理由を教えてください。また2021年も貴局は、各労働局への通報を行っていないのでしょうか。

『今年秋の回答』

2019年は、技能実習PTによる調査を集中的に実施し、技能実習法施行前の旧制度化における労働関係法令違反の疑いがある事案について、当局から各地方労働局へ通報する事案が

多くありましたが、2020年になると、在留中の技能実習生は、ほぼ技能実習法施行後、外国人技能実習機構から技能実習計画認定を受けたものとなることから、当局において技能実習生にかかる労働関係法令違反の疑いがある事案について端緒を得た場合、地方入管局と外国人技能実習機構との情報連携制度により、外国人技能実習機構へ通報することとしているため、件数が激減しているものです。したがって、2021年も同様に技能実習生に関して通報が必要な事案のほとんどは、外国人技能実習機構に対して行うこととなります。

4 2016年改定入管法22条の4の第1項の第5号「・・・当該在留資格に係る活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留している場合」の規定により、2020年中に福岡局管内で在留資格を取り消された件数を在留資格別に教えてください。

『今年春の回答』*2019年 2件

*2020年 集計中

*在留資格別の公表はしていない。詳細については、Ⅱの7に記載の公表資料から確認願います。

『今年秋の回答』*2019年 2件

*2020年 13件（那覇支局は含まない）

*在留資格別の公表はしていない。詳細については、公表資料から確認願います。

V 新型コロナウイルス感染対策について

仮放免者で、新型コロナウイルスのワクチン接種を希望する場合、どのように案内していますか。福岡入管の被収容者が、ワクチン接種を希望する場合、どのように対処するか教えてください。

『今年秋の回答』

新型コロナウイルスのワクチン接種は、市町村（特別区含む。以下同じ）が実施主体であるところ、仮放免を許可する際、当該被収容者の希望によりその居住地などを当該市町村に通知しており、通知を希望する場合は、ワクチン接種について市町村に問い合わせるよう案内し、希望しない場合においても、市町村において接種が可能である旨を案内しています。また、被仮放免者が通知を希望しなかった場合においては、当該被仮放免者が出頭したとき、通知希望の有無について再確認を行っています。当局に収容中の被収容者がワクチン接種を希望する場合、福岡市に連絡し、接種実施の詳細について調整することとしています。

VI 統計数値等について

福岡入管の職員体制について

2021 年度福岡入管職員の総定員、警備部門、在留審査部門、審判部門の大まかな定員数を教えてください。また前年度に比べてどの分野にどのぐらい増減員がなされましたか。

『今年春の回答』

職員数 727 名

就労・永住審査部門、留学・研修審査部門及び審判部門に合計約 100 名、警備部門には約 50 名の人員を配置。

2020 年度の管内定員は、前年度比 82 名増（主には出入国審査業務の充実強化と外国人材受入れに伴う在留管理・支援体制の充実強化等による）（※那覇支局も含む）

『今年秋の回答』

定数 698 名

就労・永住審査部門、留学・研修審査部門及び審判部門に合計約 130 名、警備部門には約 60 名の人員を配置。

2021 年度の管内定員は、前年度比 29 名減（主には出入国者数減に伴う影響などによる）（※那覇支局も含む）